

別表第1

公益施設設置基準

開 発 規 模		保 育 所	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	公 民 館	消 防 署	清 掃 施 設	保 健 医 療 施 設	購 買 施 設	そ の 他
開 発 面 積 (ha)	計 画 戸 数 (戸)					(集 会 所)	(分 署)	(し 尿 ・ 終 末 じ ん かい)			
0.05以上～0.3未満	2以上～15未満										郵便局・警察官派出所・交通機関・駐車場等については、関係機関と協議
0.3～1	15～30					町長に協議	消 防 長 に 協 議	町 長 に 協 議			
1～4	30～120					1箇所					
4～8	120～240					1箇所					
8～12	240～360	町長に協議	町長に協議			1箇所					
12～16	360～480	町長に協議	町長に協議			1～2箇所					
16～20	480～600	町長に協議	町長に協議			1～2箇所					
20～40	600～1,200	1箇所	1箇所	町長に協議		2～4箇所			診療所 1箇所	日用品販 売店舗 20～40店	
40～80	1,200～2,400	1～2箇所	1～2箇所	1校	町長に協議	4～8箇所			診療所 1～2箇所	日用品販 売店舗 40～80店	
80～120	2,400～3,600	2～3箇所	2～3箇所	1～2校	1校	8～12箇所			診療所 2～3箇所	日用品販 売店舗 80～120店	
120以上	3,600以上	3箇所以上 1,200戸に つき1箇所	3箇所以上 1,200戸に つき1箇所	2校以上 2,400戸に つき1校	1校以上 4,800戸に つき1校	12箇所以上 300戸に つき1箇所			診療所3箇所 以上1,200戸 につき1箇所	日用品販 売店舗 120店以上	

公益施設の設置は、計画戸数欄を適用する。